

令和6年2月25日 第2回 津雲台留守家庭児童育成室保護者説明会 事前質問に対する回答

番号	質問	回答
1	市の方でも従事者の把握を行うのか。	<p>委託育成室における市での従事者の把握方法は、放課後児童支援員資格の有無、実務経験年数、1週間当たりの勤務日数、教員免許や保育士資格などその他の資格取得状況などを記載した留守家庭児童育成室運営業務従事者等報告書を事業者から提出してもらい確認しており、事業者は従事者に変更があれば、その都度提出する必要があります。また、市担当者が巡回で現場確認した際にも保育の様子を確認するとともに出勤者の勤務状況の確認も行っています。</p>
2	<p>業務委託後、人員配置が不足することはあるのか。 また、キッズスクエアは実施されなくなると思うが、人員が不足した場合、四年生は待機児童となるのか。</p>	<p>【Q&A No25参照】 人員配置については仕様書において規定しており、事業者は運営業務を受託する以上この仕様書に則って業務を履行する必要があります。 そのため、配置不足という理由で4年生が待機となることはありません。</p>